

【ニュース】博物館法施行規則の一部改正について

文生社第135号

平成8年9月13日

各国公立大学長

放送大学長

各国立博物館長 殿

国立教育会館長

文部省生涯学習局長

草原克豪

博物館法施行規則の一部改正について（通知）

このたび、別添1のとおり、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成8年文部省令第28号）が平成8年8月28日に公布され、平成9年4月1日から施行されることになりました。また、これに関連し、別添2及び別添3の文部省告示が定められたところであります。

今回の改正は、平成8年4月24日の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」（平成8年4月30日付事務連絡により送付済み）に基づき、学芸員の資質の向上に向け、人々の生涯学習への支援を含め博物館に期待されている諸機能の強化及び情報化等の時代の変化に的確に対応する博物館運営の充実の観点から、その養成の改善・充実を図るとともに、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、試験認定における科目免除措置の拡大等の資格取得方法の弾力化を図るため、所要の整備を行なったものです。

改正の内容等は下記のとおりです。

については、学芸員の養成に当たる大学等においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、上記社会教育分科審議会報告も参考とし、今後の学芸員の養成に係る教育内容・教育方法の一層の改善・充実に努めるとともに、学芸員の高度な現職研修機会の提供にも配慮されるようお願いいたします。

記

1 大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位数について

大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位数を整備し、学芸員となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと（改正後の第1条表関係）。

生涯学習概論	1単位
博物館概論	2単位
博物館経営論	1単位
博物館資料論	2単位
博物館情報論	1単位
博物館実習	3単位
視聴覚教育メディア論	1単位
教育学概論	1単位

また、これらの科目の単位の修得方法について、次のとおりとしたこと（改正後の第1条表備考関係）。

- (1) 博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位（6単位以上）をもって 替えることができること。
- (2) 博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位（4単位以上）をもって替えることができること。

(3) 博物館実習の単位数は、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。

なお、各科目のねらい等については、別添4（社会教育分科審議会報告の別紙2）を参考にされたいこと。

2 試験認定の受験資格について

教育職員の普通免許状を有し、教育職員の職にあった者が、文部大臣が学芸員の資格の認定のために行なう試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「5年」以上から「3年」以上に短縮したこと（改正後の第5条第3号関係）。

また、学芸員補の職（第5条第2号の規定により、学芸員補に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含む。）にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「6年」以上から「5年」以上に短縮したこと（改正後の第5条第4号関係）。

なお、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職について、文部大臣の指定の対象を拡大することとし、従前の「学芸員補の職に相当する職等の指定」（昭和30年文部省告示第109号）を廃止するとともに、新たに、平成8年8月28日文部省告示第151号（別添2）により、その指定を行ったものであること。

3 試験認定における試験科目等について

試験認定における試験科目及び試験の方法を整備し、試験認定及び各試験科目ごとの試験の方法を、次のとおりとしたこと（改正後の第6条第2項関係）。

試験科目		試験認定の必要科目	試験の方法
必須科目	生涯学習概論 博物館学 視聴覚教育メディア論 教育学概論	左記科目の全科目	筆記 筆記及び口述 筆記 筆記
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学 地学	左記科目のうちから受験者の選択する2科目	筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記

なお、各科目のねらい等については、別添4（社会教育分科審議会報告の別紙2）を参考にされたいこと。

また、第7条第1項の規定による学芸員の試験科目の免除について、文部大臣の指定する講習等の対象を拡大することとし、従前の「学芸員の試験認定の試験科目に相当する科目の試験を免除する講習等の指定」（昭和30年文部省告示第110号）を廃止するとともに、新たに、平成8年8月28日文部省告示第150号（別添3）により、その指定を行ったものであること。

4 施行期日及び経過措置について（附則関係）

- (1) この省令は、平成9年4月1日から施行すること。
- (2) この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する科目の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第1条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなすこととしたこと。
- (3) この省令の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる旧規則第1条第1項に規定する科目の単位の修得した者は、右欄に掲げる新規則第1条に規定する科目の単位の修得したものとみなすこととしたこと。

旧規則		新規則	
社会教育概論	1 単位	生涯学習概論	1 単位
博物館学	4 単位	博物館概論	2 単位
		博物館経営論	1 単位
		博物館資料論	2 単位
		博物館情報論	1 単位
視聴覚教育	1 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
教育原理	1 単位	教育学概論	1 単位

- (4) この省令の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる旧規則第6条第2項に規定する試験科目に合格した者は、右欄に掲げる新規則第6条第2項に規定する試験科目に合格したものとみなすこととしたこと。

旧規則	新規則
社会教育概論	生涯学習概論
視聴覚教育	視聴覚教育メディア論
教育原理	教育学概論

5 その他（関連告示の運用等）

上記2なお書の「学芸員補の職に相当する職等の指定」（平成8年8月28日文部省告示第151号）及び上記3また書の「学芸員の試験認定の試験科目に相当する科目の試験を免除する講習等の指定」（平成8年8月28日文部省告示第150号）の具体的な取扱いに当たり、判断の困難なものがある場合には、文部省に連絡の上、遺漏のない運用を期されたいこと。

別添 1

○文部省令第28号

博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成8年8月28日

文部大臣 奥田 幹生

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	1単位
博物館概論	2単位
博物館経営論	1単位
博物館資料論	2単位
博物館情報論	1単位
博物館実習	3単位
視聴覚教育メディア論	1単位

備考

- 1 博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもって替えることができる。ただし、当該博物館学の単位数は、6を下ることはできないものとする。
- 2 博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもって替えることができる。ただし、当該博物館学各論の単位数は、4を下ることはできないものとする。
- 3 博物館実習は、博物館法（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）または、法第29条の規定に基づき文部大臣若しくは都道府県教育委員会に指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。
- 4 博物館実習の単位数には、大学における博物館実習に係わる事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。

第5条第3号中「5年」を「3年」に、同条4号中「6年」を「5年」に改める。

第6条第2項の法必須科目の項中、

博物館学 教育原理 社会教育概論 視聴覚教育	上記科目の 全科目	筆記及び口述 筆記 筆記 筆記	を
生涯学習概論 博物館学 視聴覚教育メディア論 視聴覚教育	上記科目の 全科目	筆記 筆記及び口述 筆記 筆記	に改める。

第7条中「4単位」を「6単位」に改める。

別記様式第1、第2、第3、及び第4を次のように改める。

(略)

附則

- この省令は、平成9年4月1日から施行する。
- この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する科目の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第1条に規定する課目の単位の全部を修得したものとみなす。
- この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第1条第1項に規定する科目の単位を修得した者は、下欄に掲げる新規則第1条に規定する科目の単位を修得したものとみなす。

社会教育概論	1 単位	生涯学習概論	1 単位
博物館学	4 単位	博物館概論	2 単位
		博物館経営論	1 単位
		博物館資料論	2 単位
		博物館情報論	1 単位
視聴覚教育	1 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
教育原理	1 単位	教育学概論	1 単位

- この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第6条第2項に規定する試験科目に合格した者は、下欄に掲げる新規則第6条第2項に規定する試験科目に合格した者とみなす。

社会教育概論	生涯学習概論
視聴覚教育	視聴覚教育メディア論
教育原理	教育学概論

別添 2

○文部省告示第百51号

博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第2項及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第5条第2項の規定により、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を次のとおり指定する。

平成8年8月28日

文部大臣 奥田 幹生

- 博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により文部大臣又は都道府県教育委員会が指定した博物館に相当する施設において同法第2条第3項に規定する博物館資料（以下「博物館資料」という。）に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 文部省組織令（昭和59年政令第227号）第108条第2項に規定する国立博物館及び国立文化財研究所において文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の2に定める社会教育主事の職

-
- 6 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に定める司書の職
 - 7 その他文部大臣が前各号に掲げるものに相当すると認めた職
附則

- 1 この告示は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 学芸員補の職に相当する職等の指定（昭和30年12月28日文部省告示第109号。以下「旧告示」という。）は、平成9年3月31日をもって廃止する。
- 3 旧告示により指定されていた職にあった者は、この告示により指定された職にあったものとみなす。

別添 3

○文部省告示第150号

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第7条第1項の規定により、同規則第6条第2項に規定する試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を次のように指定する。

平成8年8月28日

文部大臣 奥田 幹生

- 1 社会教育主事講習規定（昭和26年文部省令第12号）の規定による社会教育主事の講習
- 2 図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）の規定による司書の講習
- 3 教育職員免許法施行規則の（昭和29年文部省令第26号）の規定による免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育又は単位修得試験
- 4 文部省の行う博物館職員講習
- 5 文部省（文化庁、文部省組織令（昭和59年政令第227号）第71条第1項及び第2項並びに第108条第2項に規定する施設等機関並びに国立学校設置法施行令（昭和59年政令第203号）第8条に規定する大学共同利用機関を含む。）及び国立教育会館が実施する研修（前号の規定に該当するものを除く。）における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- 6 地方公共団体が実施する研修における学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 7 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 8 大学が行う公開講座（第3号の規定に該当するものを除く。）における学修で、国において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

附則

- 1 この告示は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 学芸員の試験認定の試験科目に相当する科目の試験を免除する講習等の指定（昭和30年文部省告示第110号。以下「旧告示」という。）は、平成9年3月31日をもって廃止する。
- 3 旧告示により指定されていた講習等を終了した者は、この告示により指定された講習等を終了したものとみなす。

別添 4

科目名・単位数	ね ら い	内 容
生涯学習概論 [1単位]	生涯学習及び社会教育の意義を理解し、学習活動を効果的に援助する方法等の理解を図る。	・生涯学習の意義 ・生涯学習と家庭教育、学校教育、社会教育 ・生涯学習関連施策の動向 ・社会教育の意義 ・社会教育の内容・方法・形態 ・社会教育指導者 ・社会教育施設の概要 ・学習情報提供と学習相談の意義
博物館概論 [2単位]	博物館に関する基礎的知識の習得を図る。	・博物館の目的と機能 ・博物館の歴史 ・博物館の現状 ・博物館倫理 ・博物館関係法規 ・生涯学習と博物館
博物館経営論 [1単位]	博物館経営及び博物館における教育普及活動について理解を図る。	・博物館の行財政制度 ・ミュージアム・マネジメント ・博物館の職員及び施設・設備 ・博物館における教育普及活動の意義と方法
博物館資料論 [2単位]	博物館資料の収集、整理保管、展示等に関する理論や方法に関する知識・技術の習得を図る。	・博物館資料の収集 ・博物館資料の整理保管 ・博物館資料の保存 ・博物館資料の展示 ・博物館における調査研究活動の意義と方法
博物館情報論 [1単位]	博物館における情報の意義と活用方法について理解を図る。	・博物館における情報の意義 ・博物館における情報の提供と活用の方法 ・博物館における情報機器
博物館実習 [3単位]	博物館における実習を通じ学芸員の業務の理解を図る。	・博物館資料の収集、整理保管、展示等についての博物館における実習
視聴覚教育メディア論 [1単位]	視聴覚教育メディアの意義と学習支援の方法について理解を図る。	・視聴覚教育の意義 ・視聴覚教育メディアの意義と種類 ・視聴覚教育メディアを活用した学習支援の方法
教育学概論 [1単位]	教育の本質及び目標について理解を図る。	・教育の本質及び目標 ・生涯発達と教育 ・教育制度 ・教育評価の目標と方法
合 計	12単位	

備考

- 1 博物館概論以下の4科目は、「博物館学」として統合して実施することができる。ただし、その単位数は6単位を下らないものとする。
- また、博物館経営論以下の3科目は、「博物館学各論」として統合して実施することができる。ただし、単位数は4単位を下らないものとする。
- 2 博物館実習の単位数には、博物館実習に係る大学における事前及び事後の指導の1単位を含む。